

平成20年度
全国婦人相談員・心理判定員
研究協議会
行政説明(※会議後一部修正)

平成20年11月20日(木)
厚生労働省 雇用均等・児童家庭局
家庭福祉課

1. 婦人保護事業

婦人保護事業の概要(2/1)

1. 根拠法等

- ① 売春防止法(昭和32年制定)
- ② DV法(平成13年制定)(配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律)
- ③ 人身取引対策行動計画(平成16年12月策定)

2. 対象女性

- ① 売春経歴を有する者で、現に保護、援助を必要とする状態にあると認められる者
- ② 売春経歴は有しないが、その者の生活歴、性向又は生活環境等から判断して現に売春を行うおそれがあると認められる者
- ③ 配偶者からの暴力を受けた者(事実婚を含む)
- ④ 人身取引被害者
- ⑤ 家庭関係の破綻、生活の困窮等正常な生活を営む上で困難な問題を有しており、かつ、その問題を解決すべき機関が他にないために、現に保護、援助を必要とする状態にあると認められる者
(恋人からの暴力被害者等③に該当しない者についても、⑤の運用において対応するなど、積極的に保護、援助に取り組む。)

婦人保護事業の概要(2/2)

3. 主たる目的

- ① 売春防止法に基く、「要保護女子」(性行又は環境に照して売春を行うおそれのある女子)の転落の未然防止と保護更生
- ② DV法に基づく、配偶者からの暴力の被害者である女性(暴力被害女性)の保護
- ③ 人身取引対策行動計画に基く、人身取引被害女性の保護

4. 主たる事業

- ① 社会環境の浄化、配偶者からの暴力の防止等に関する啓発活動
- ② 要保護女子、暴力被害女性の早期発見、人身取引被害者の認知・把握
- ③ 必要な相談、調査、判定、指導・援助、一時保護
- ④ 売春防止法に基づく收容保護、配偶者暴力防止法に基づく保護

5. 実施主体

都道府県本庁、婦人相談所、婦人相談員、婦人保護施設
(社会福祉関係等の関係機関、民生委員等の協力機関との緊密な連携が重要。)

婦 人 相 談 所

昭和32年4月～

売春防止法に基づき都道府県が設置。(47か所)

- ①「要保護女子」(性行又は環境に照して売春を行うおそれのある女子)に関する相談
- ②調査、医学的・心理学的・職能的判定及び指導
- ③一時保護

平成14年4月～

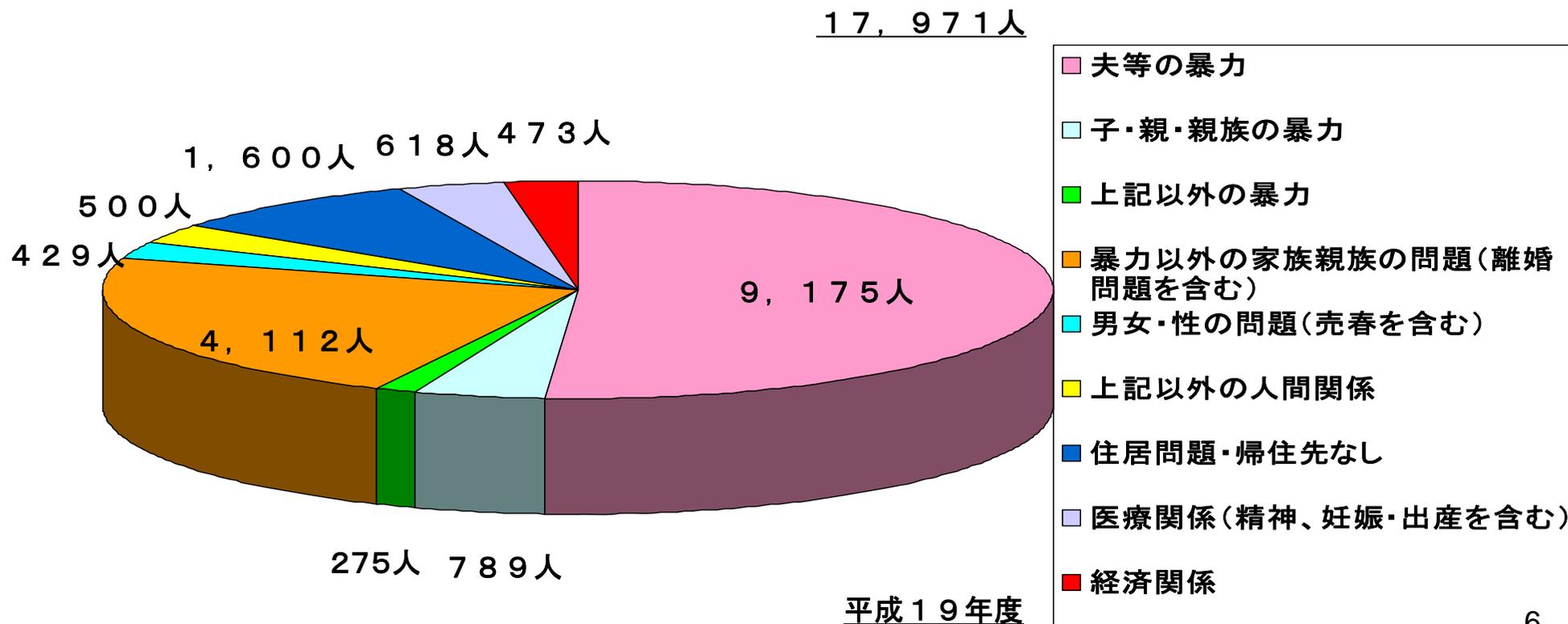
DV法に基づく「配偶者暴力相談支援センター」の機能を果たす。

平成16年12月～

人身取引対策行動計画に基づき人身取引被害者の保護を行う。

婦人相談所が受付けた来所相談の状況（内容別内訳）

- 「夫等の暴力」を内容とする相談が全体の51%を占めている。
- 「夫等」「子・親・親族」「上記以外」の3つを合わせると、全体の57%を暴力被害の相談が占めている。



婦人相談員

昭和32年4月～

売春防止法に基づき、社会的信望があり熱意と識見を持っている者のうちから、都道府県知事又は市長から委嘱され要保護女子の発見、相談、指導等を行う。

平成14年4月～

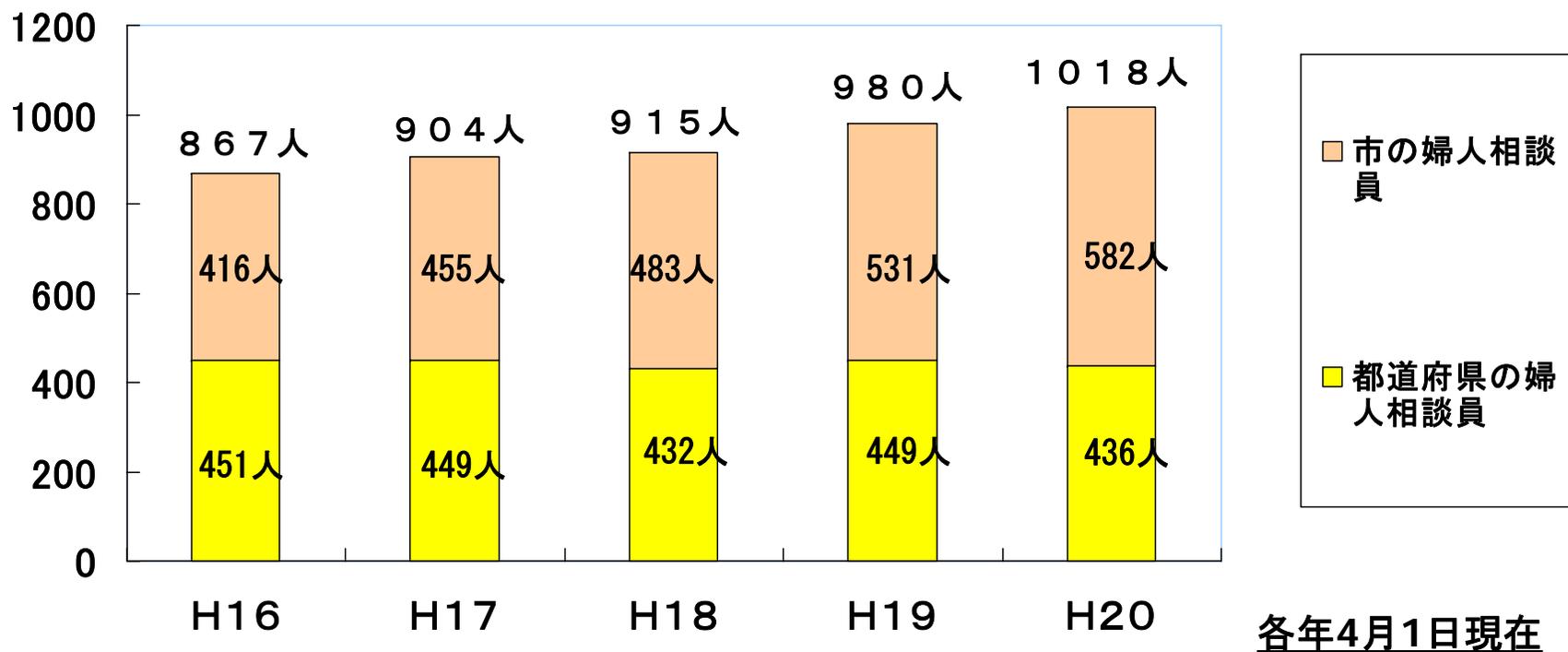
DV法に基づき、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

平成20年年4月1日現在

婦人相談員の数	47都道府県	436人(うち婦人相談所223人)
	262市(東京23区含)	582人(前年度は240市)
	合計	1018人

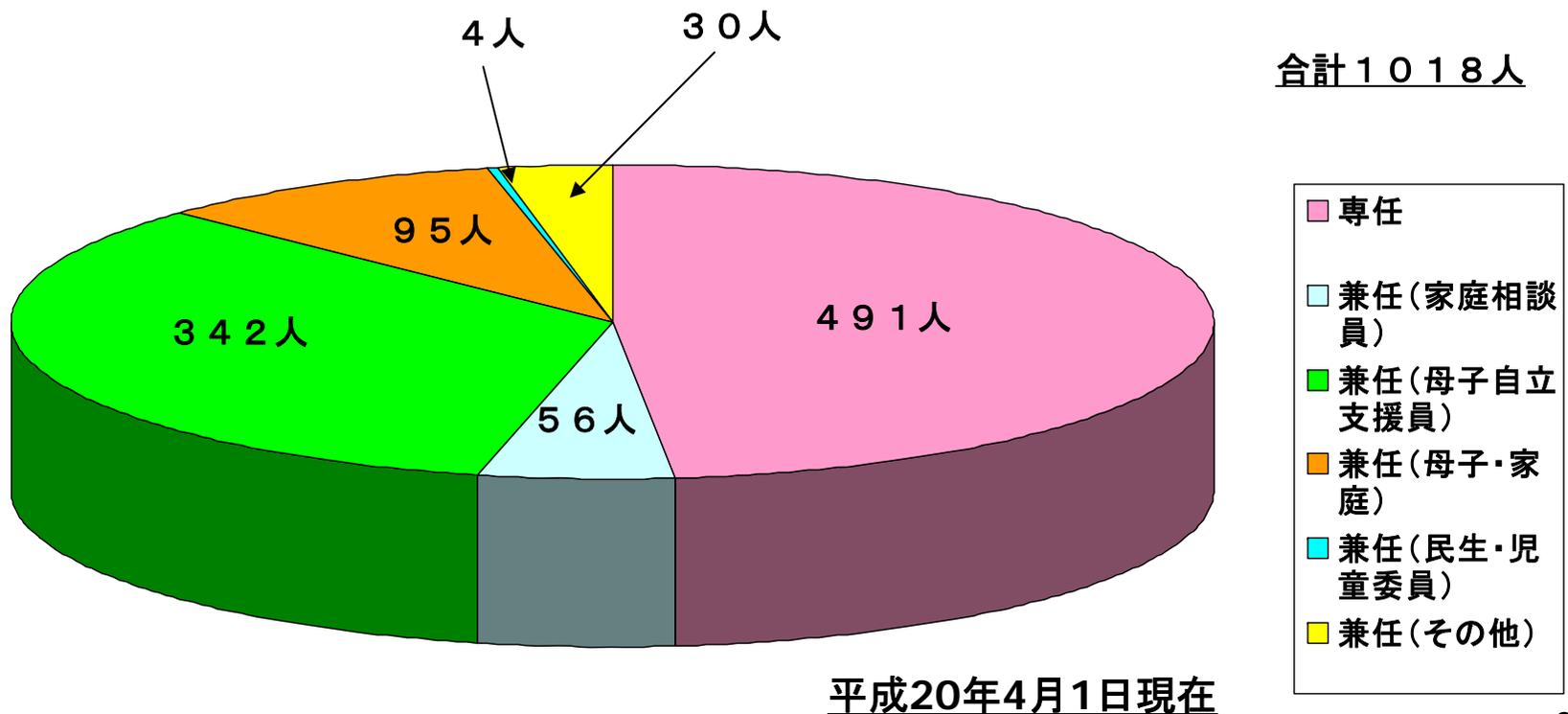
婦人相談員数の推移（H16年度～H20年度）

- 婦人相談員の配置数は年々増加
- 市の婦人相談員の増加が顕著



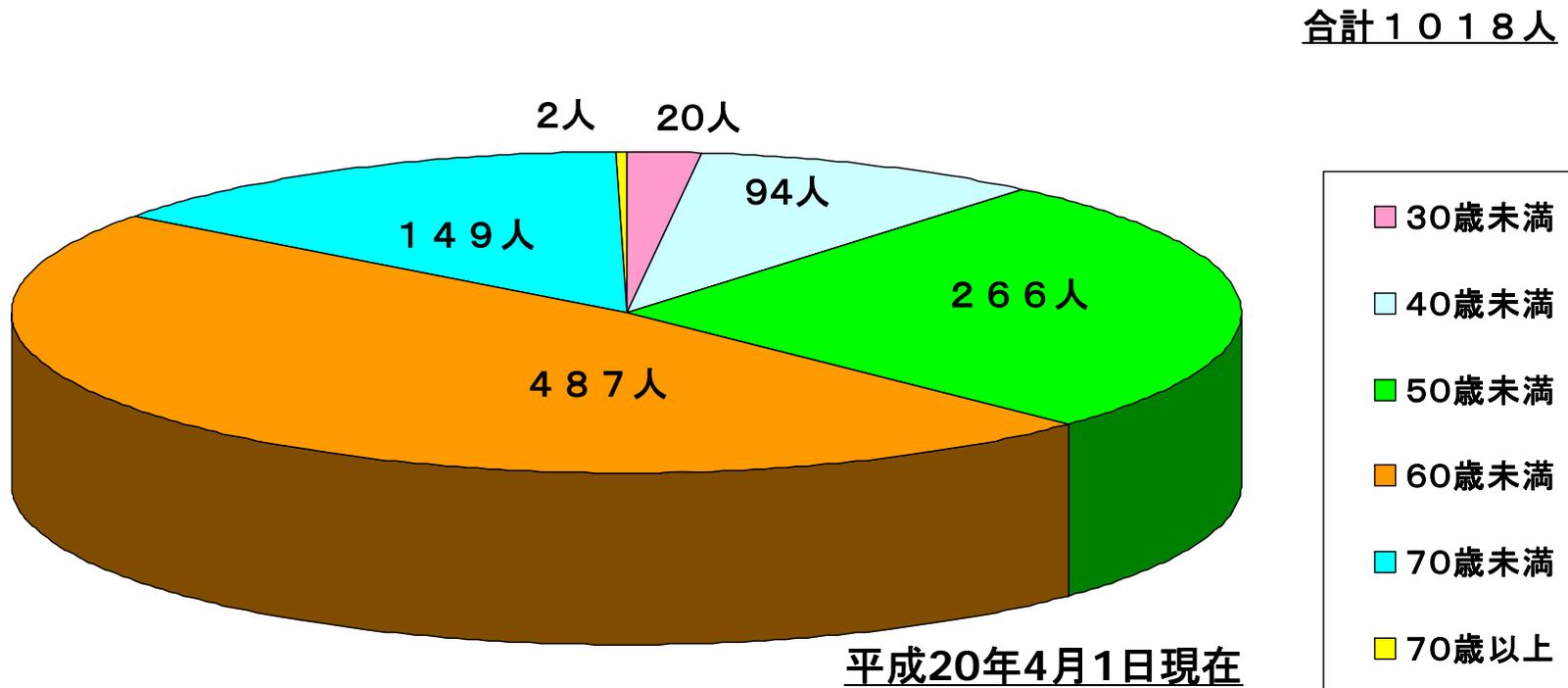
婦人相談員の状況（専任・兼任別）

- 全体の48%が専任の婦人相談員
- 兼任のうち、83%が母子自立支援員との兼任



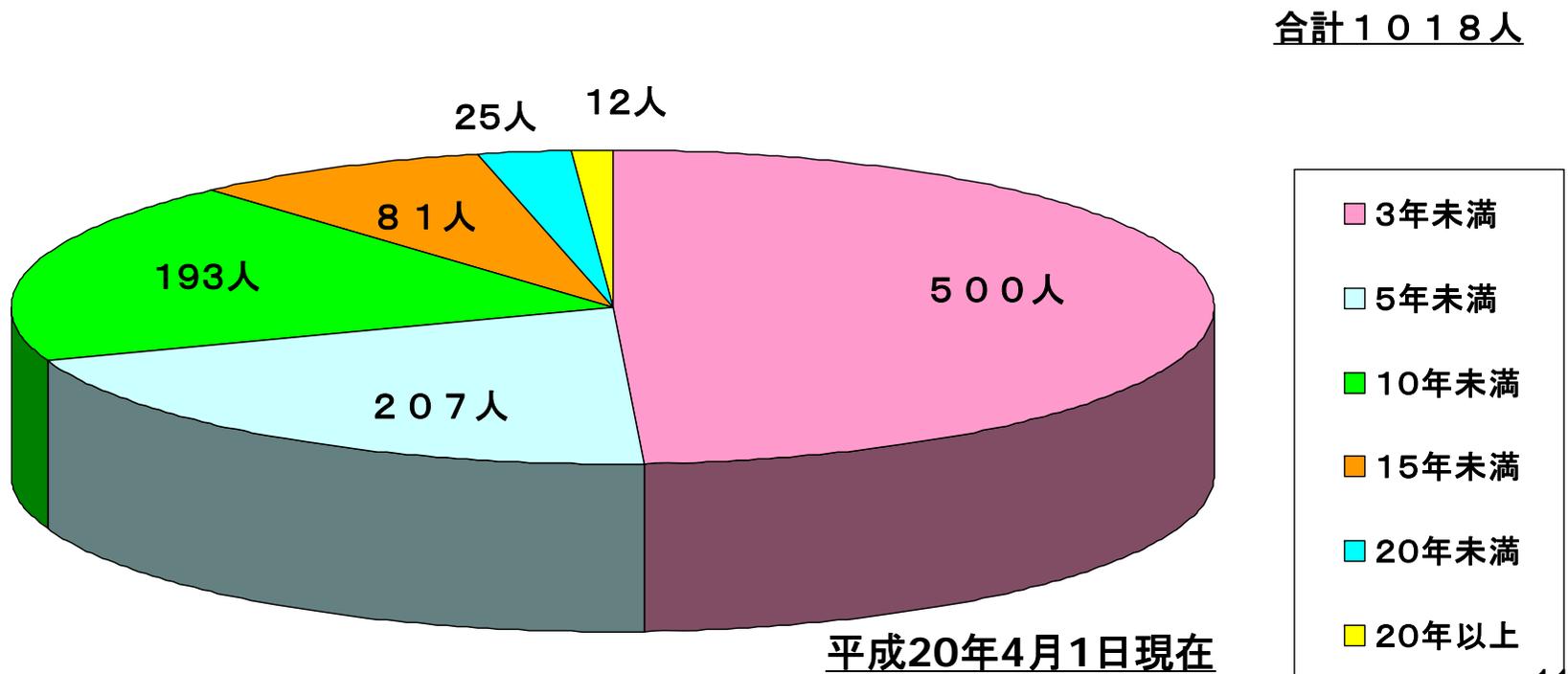
婦人相談員の状況（年齢階級別）

○ 50～59歳の相談員が全体の47.8%で最多。



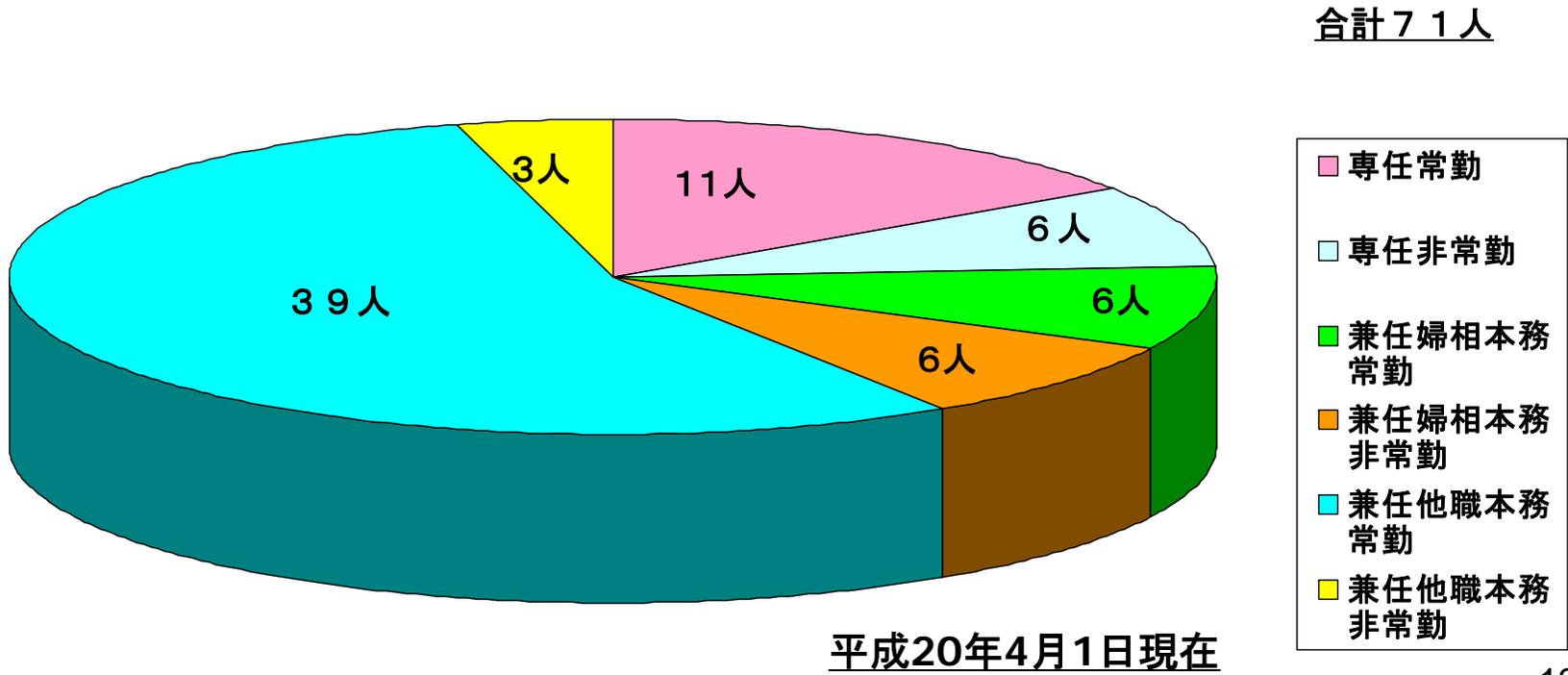
婦人相談員の状況（在職年数別）

○ 在職3年未満の相談員が全体の49.1%で最多。



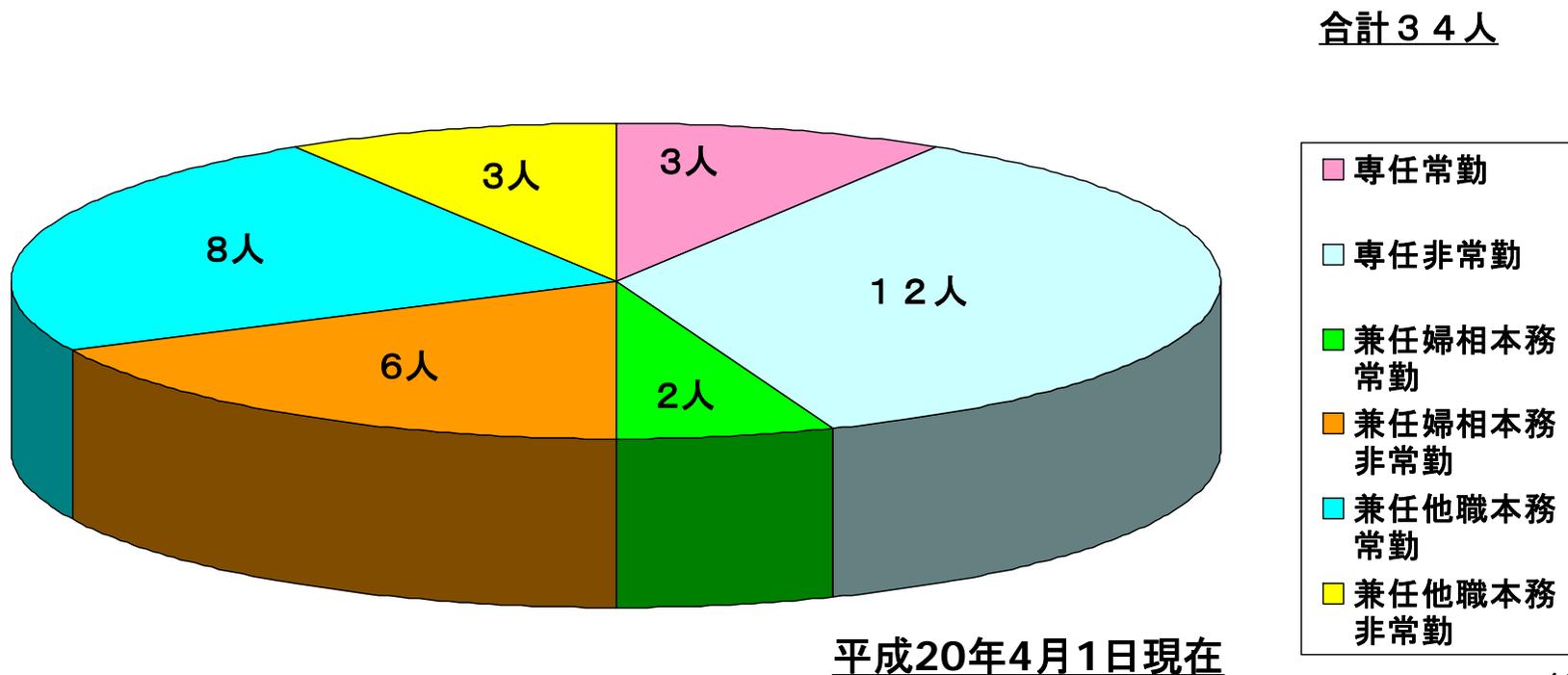
婦人相談所心理判定員の状況（専任・兼任別）

- 最多は「兼任で他職が本務の常勤」で全体の54.9%。
- 全体で常勤56人、非常勤15人。



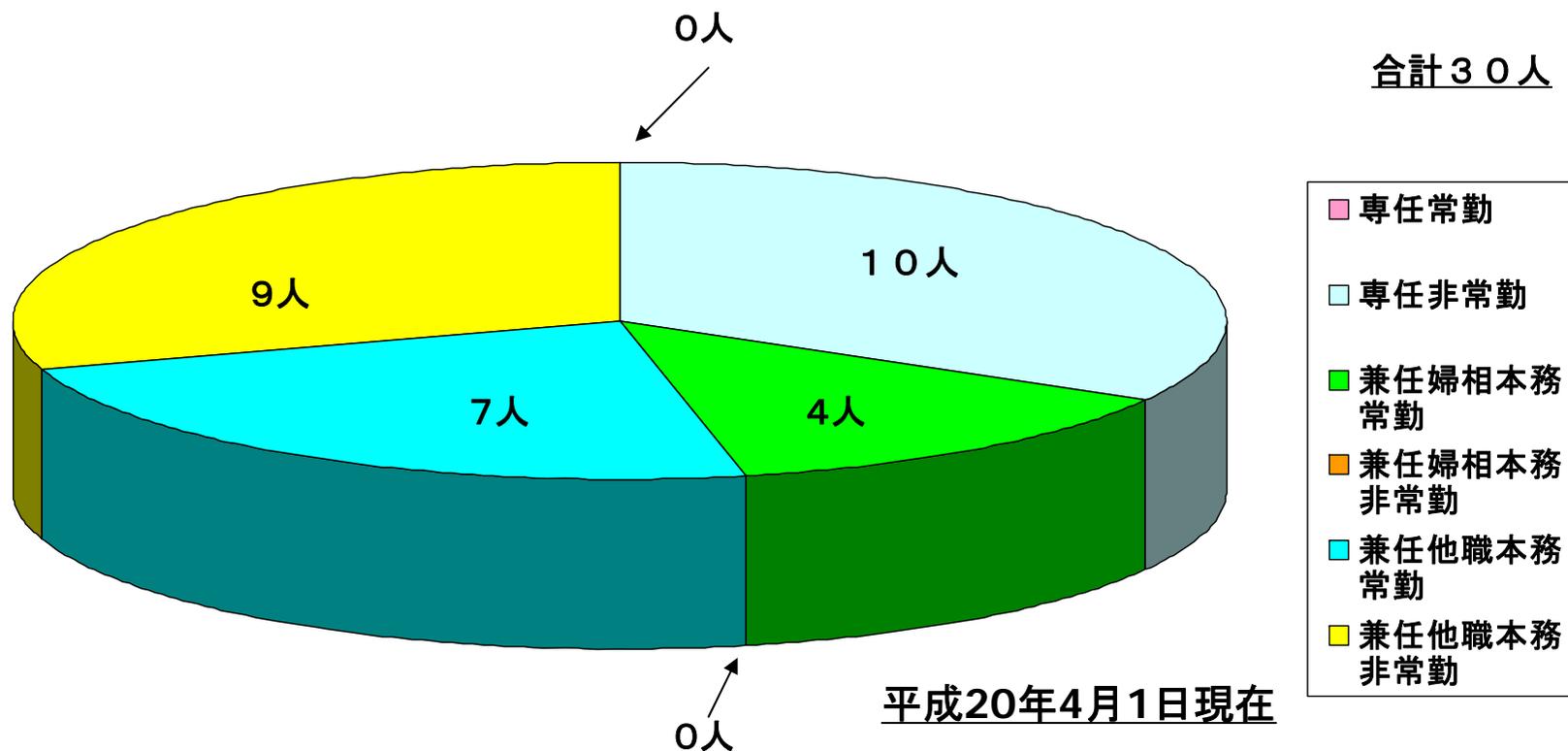
一時保護所心理療法担当職員の状況（専任・兼任別）

- 最多は「専任で非常勤」で全体の35.3%。
- 全体で常勤13人、非常勤21人。



婦人保護施設心理担当職員の状況（専任・兼任別）

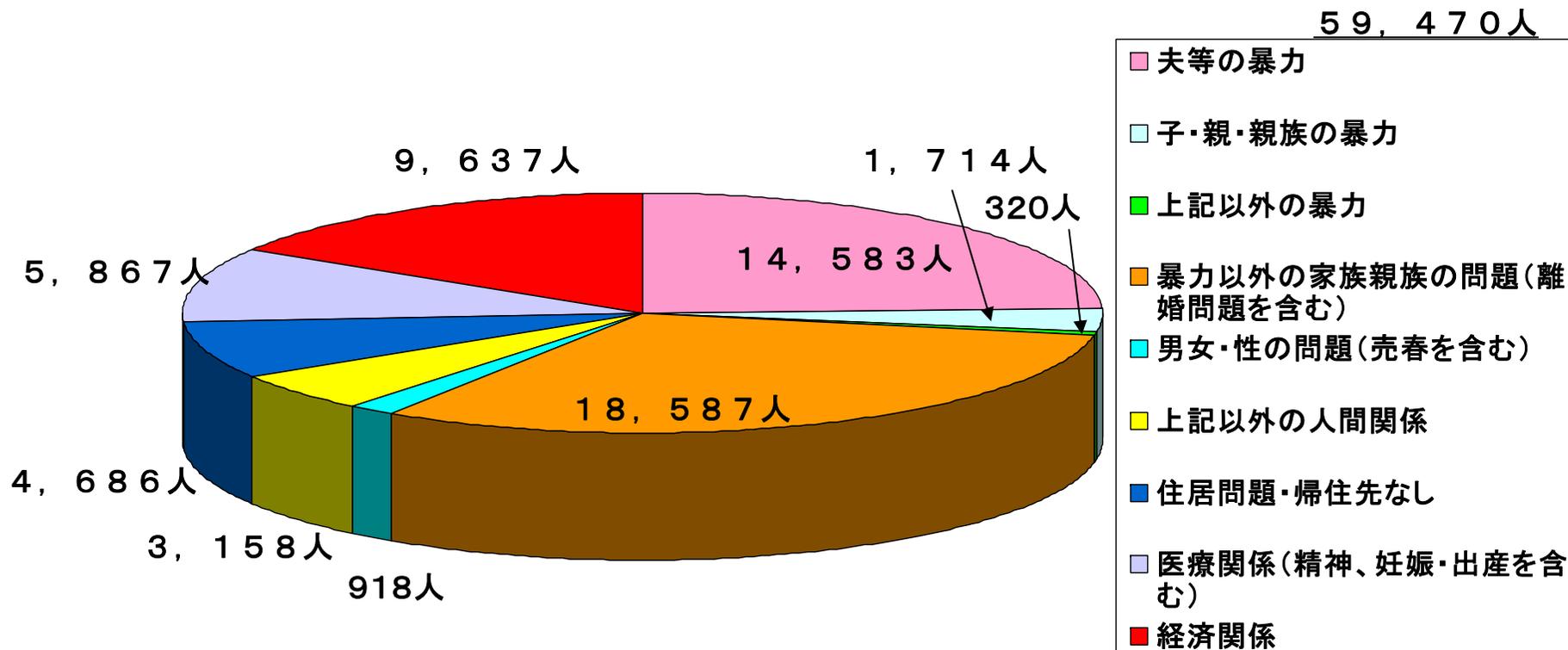
- 「専任で常勤」と「兼任で婦相が本務の非常勤」は不在。
（→「婦人保護施設の心理療法担当職員の常勤化」は国庫補助対象です！）
- 全体で常勤11人、非常勤19人。



婦人相談員が受付けた来所相談の状況（内容別内訳）

（※ 婦人相談所に配置されている婦人相談員の受付けた分は除く）

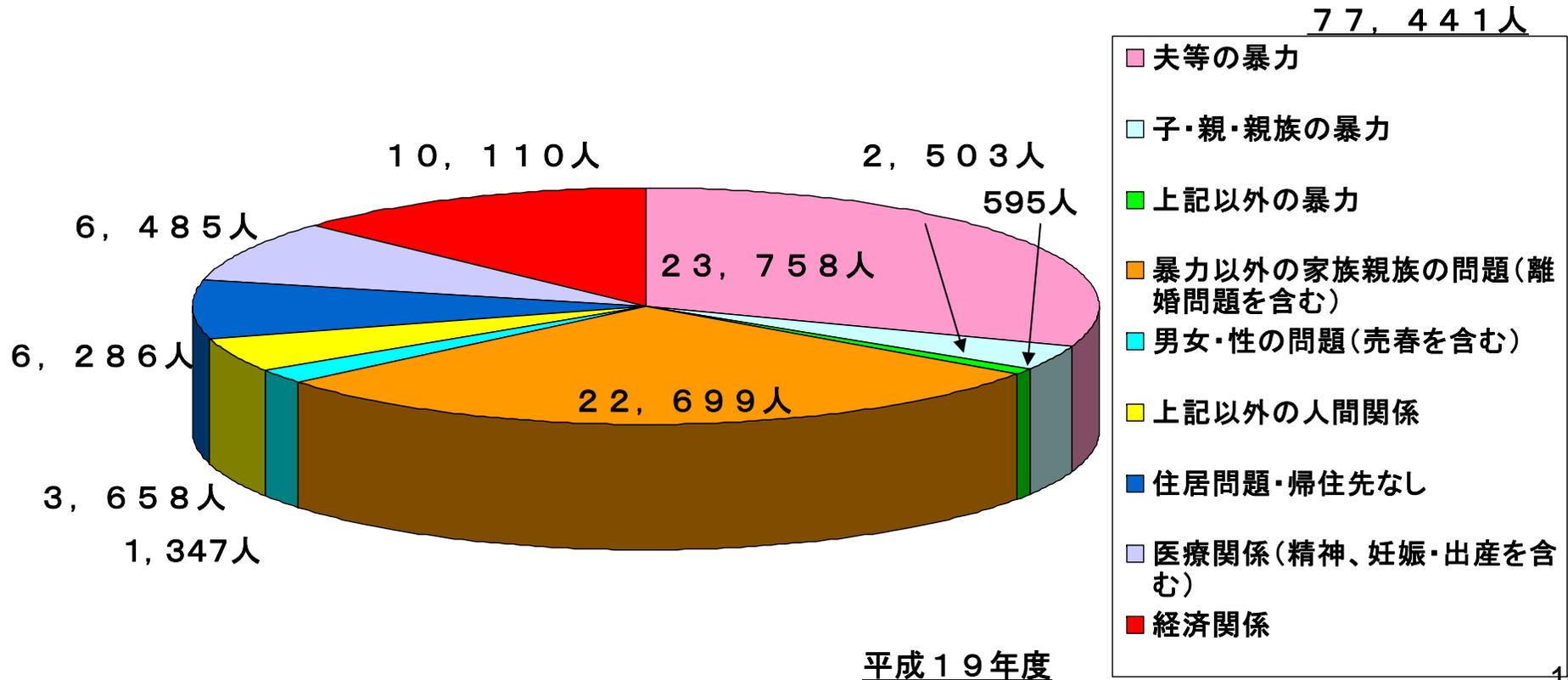
- 「夫等の暴力」を内容とする相談は来所相談全体の24.5%。
- 婦人相談所の相談と比べると、「暴力以外の家族親族の問題」や経済問題を内容とする相談の割合が高い。



平成19年度

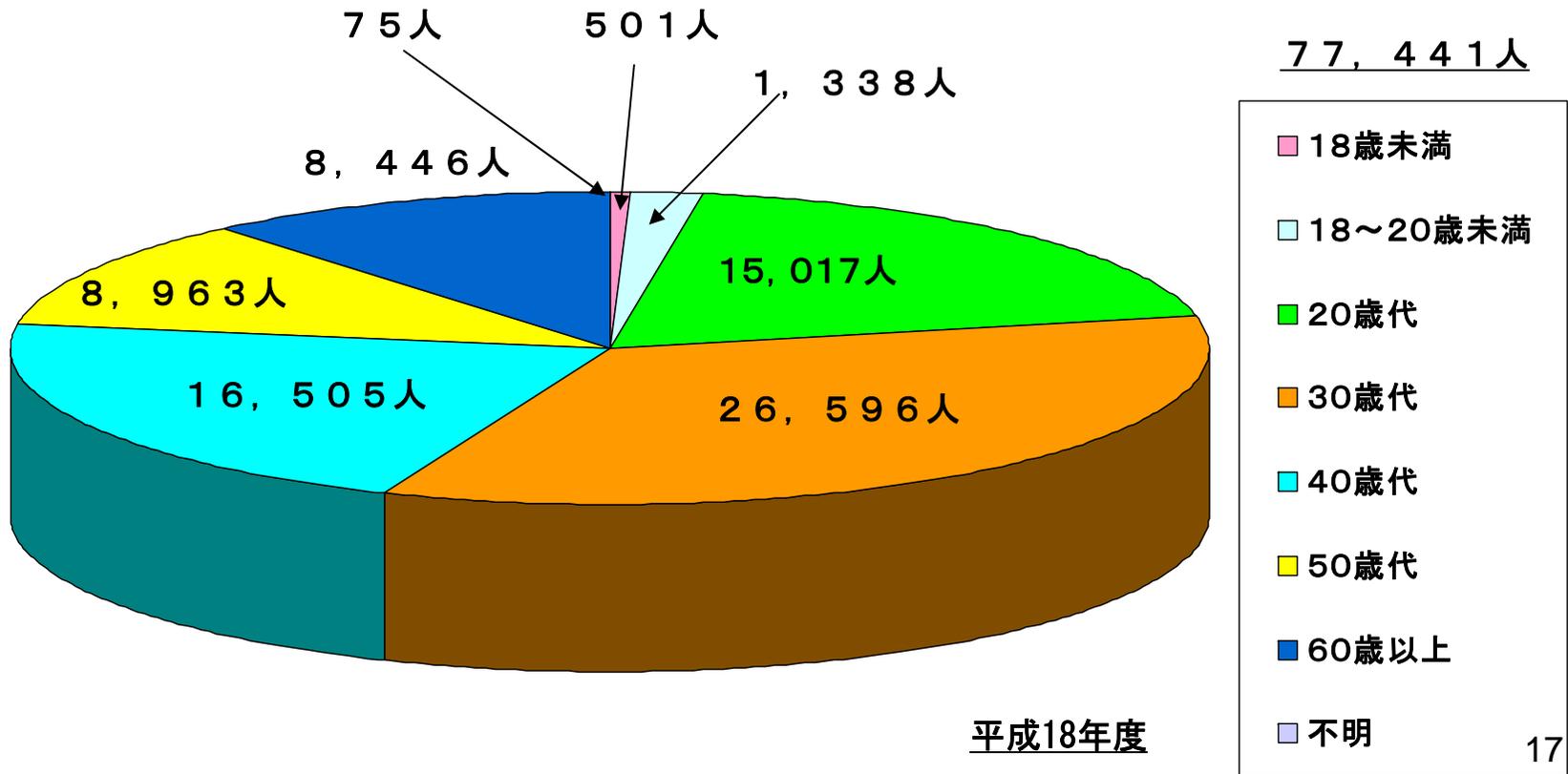
婦人相談所および婦人相談員が受付けた来所相談の状況 (内容別内訳)

- 「夫等の暴力」を内容とする相談は来所相談全体の30.7%。
- 「夫等」「子・親・親族」「上記以外」の3つを合わせると、全体の34.7%を暴力被害の相談が占めている。



婦人相談所及び婦人相談員が受付けた来所相談の状況（年齢別）

- 30～50歳代の相談者が全体の67.2%を占める。
- 60歳以上の相談者は10.9%。

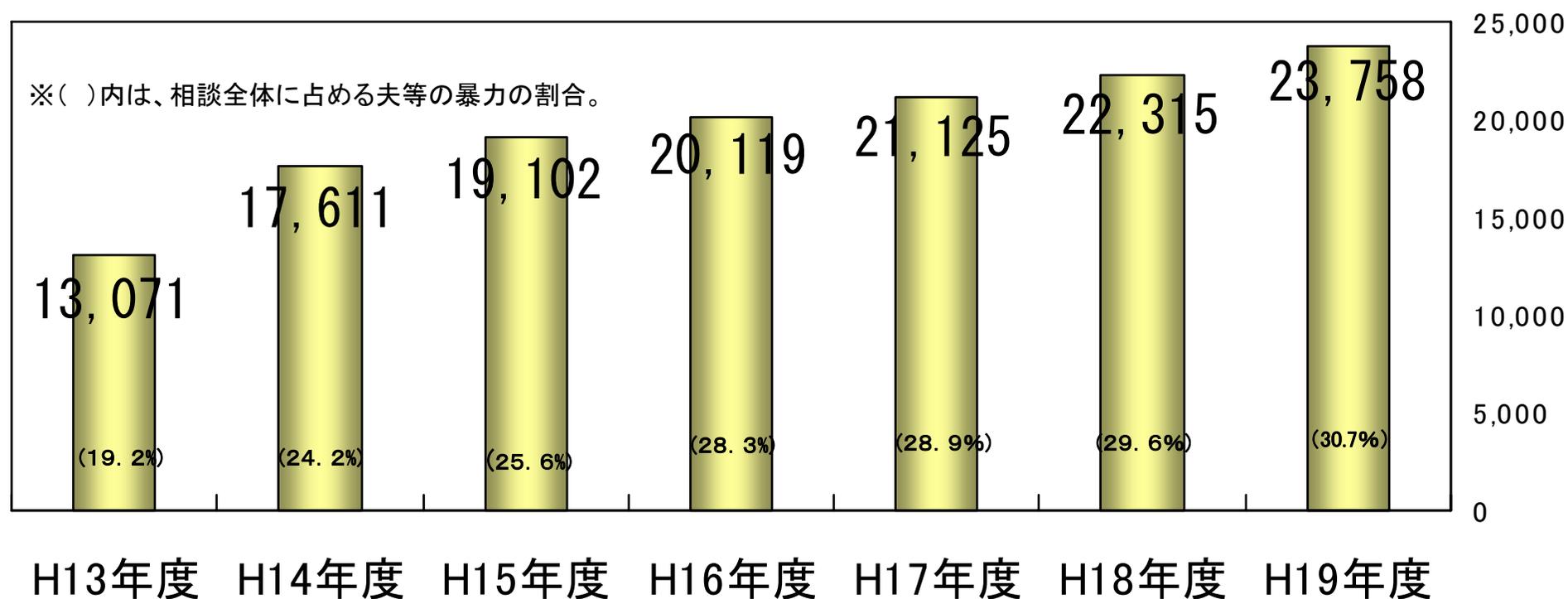


婦人相談所及び婦人相談員による相談

○ 婦人相談所及び婦人相談員における夫等の暴力の相談件数は年々増加。

夫等の暴力の相談件数及び相談全体に占める割合(来所相談)

(人数)



婦人相談所における一時保護

昭和32年4月

売春防止法に基づき、婦人相談所に要保護女子の一時保護を行う施設を設置。(47か所)

(平成19年4月～定員を超える場合は一時保護委託が可能となった。)

平成14年4月～

DV法に基づき、暴力被害女性及び同伴家族の一時保護を行うこととされた。

(同年度より一時保護委託を実施)

平成16年12月～

人身取引対策行動計画に基づき、婦人相談所及び一時保護委託先施設において、人身取引被害者の一時保護を行うこととなった。

(平成17年度より一時保護委託を実施)

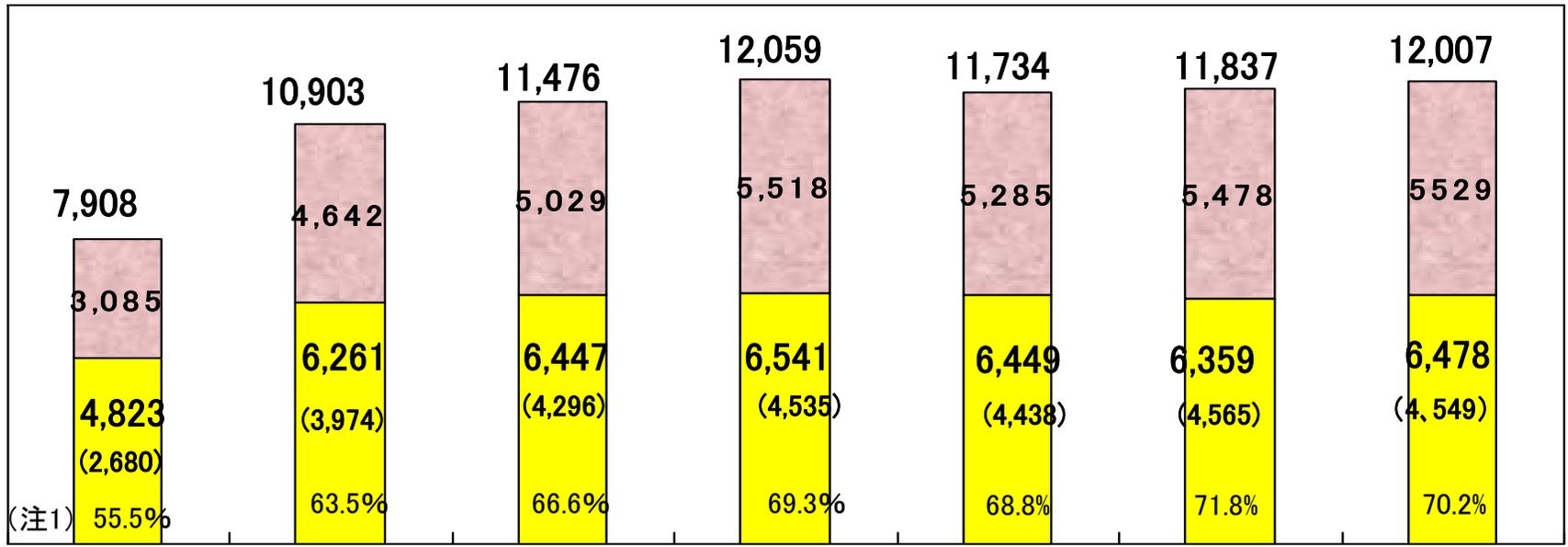
婦人相談所による一時保護

- 婦人相談所により一時保護された女性及び同伴家族の数を見ると、平成13年度から平成16年度にかけて増加し、その後は微増減の傾向。
- 主訴別内訳をみると、「夫等の暴力」を入所理由とするものの割合が6割～7割。
- 平均一時保護日数は14.4日（平成19年度）

一時保護された女性
 (うち夫等の暴力を理由とする者)

 同伴家族

 (件数)

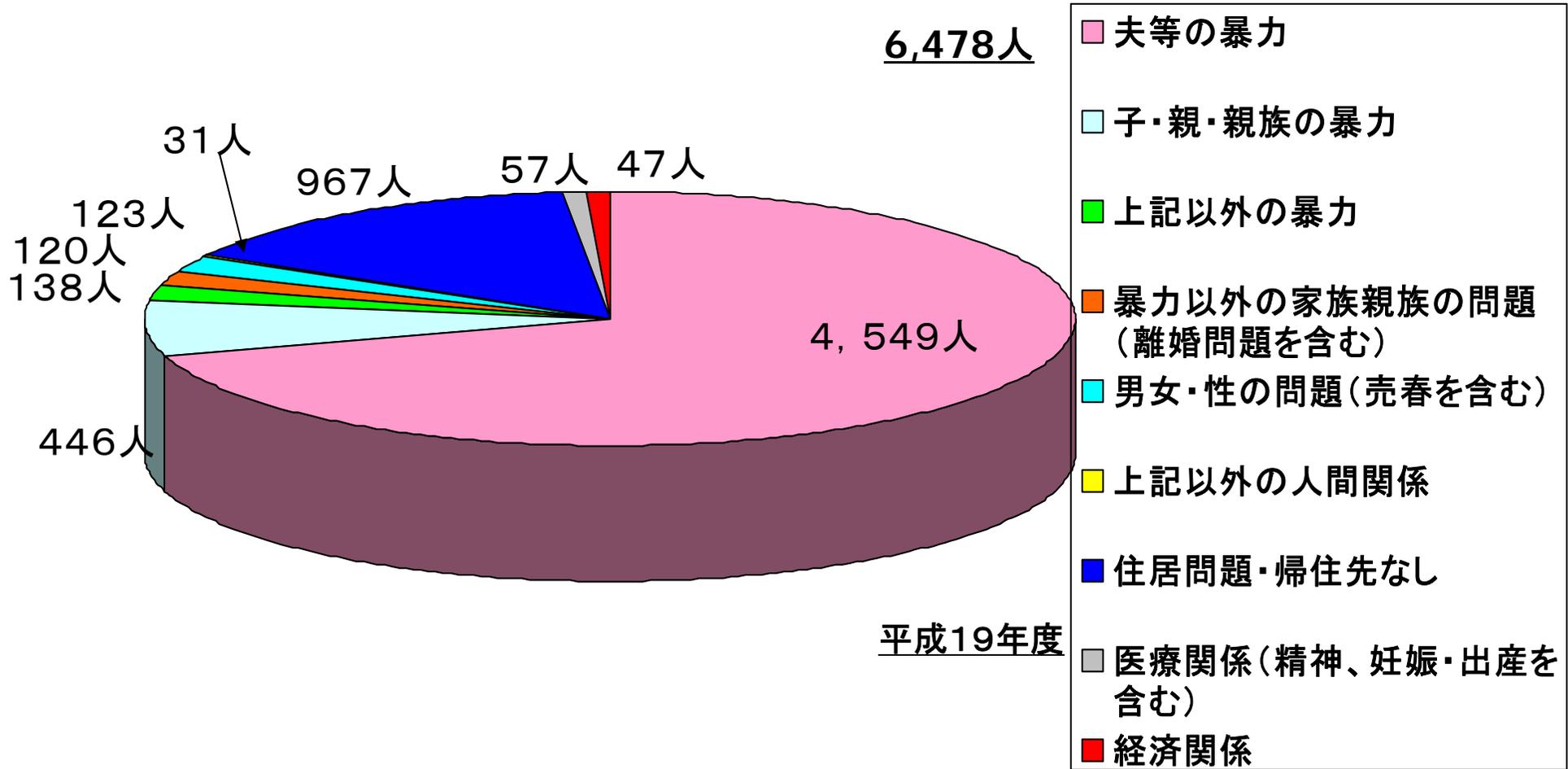


H13年度 H14年度 H15年度 H16年度 H17年度 H18年度 H19年度

注1) 夫等の暴力を入所理由とする者の割合。

婦人相談所における一時保護の状況

- 「夫等の暴力」を理由とする保護が全体の70.2%を占めている。
- 「夫等」「子・親・親族」「上記以外」の3つを合わせて、全体の79.2%を暴力被害が占めている。



一時保護された女性の一時保護後の主な状況
(平成19年度中の退所者)

○施設等への入所	1,823人(28.9%)
○帰宅	1,176人(18.6%)
○帰郷(実家等)	854人(13.5%)
○自立	843人(13.3%)
○その他	1,619人(25.6%)

※このほかに同伴家族が5,110人いる。うち4,864人(95.2%)は女性と同じ移行先へ。

母子分離して児童相談所に保護された児童は173人(3.4%)。

DV被害者の一時保護委託(契約施設数)

- 平成14年度に一時保護委託制度を創設。
- 平成19年度における一時保護委託人数は、3,750人(被害女性1,661人、同伴家族2,089人)、女性本人の平均在所日数14.3日となっている。(DV以外を含む)
- 一時保護の委託契約施設については、平成20年4月1日現在で261施設。

DV法第3条第4項に基づく一時保護の委託契約施設数(平成20年4月1日現在)

施設区分	母子生活支援施設	民間団体	児童福祉施設 (注1)	婦人保護施設	老人福祉施設	身体障害者更生援護施設	知的障害者更生援護施設	保護施設	その他	合計
か所数 (注2)	96 (97)	90 (89)	25 (23)	20 (19)	4 (7)	8 (6)	9 (6)	6 (4)	3 (5)	261 (256)

(注1) 母子生活支援施設を除く。

(注2) ()内は、平成19年4月1日現在

平成21年度概算要求①

DV被害者に対する一時保護委託費の充実

一時保護委託された同伴家族のうち乳児+幼児は53.0%(19年度実績)を占める。

一時保護委託費の同伴児童加算について乳幼児用の単価を設定し、一時保護委託中の乳幼児への適切なケアと母親への養育支援を行うことができる体制を確保したい。

婦人保護施設

昭和32年4月～
売春防止法に基づき、要保護女子を收容保護する施設を都道府県、市町村又は社会福祉法人が設置することができる。

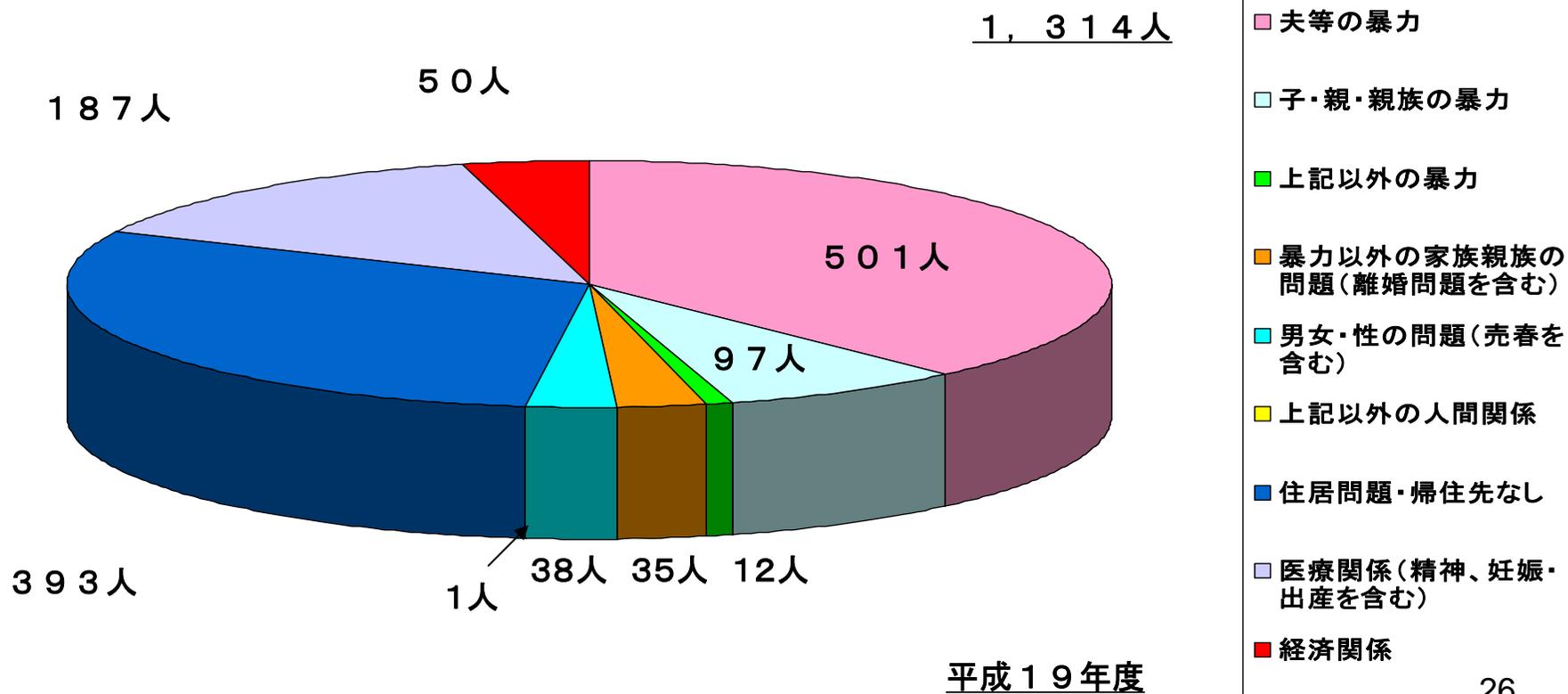
平成14年4月～
DV法に基づき、暴力被害女性の保護を行うことができる。

このほか、一時保護委託先として、暴力被害女性、人身取引被害者等を受け入れている。

平成20年4月1日現在
全国50か所(40都道府県に設置)
(公営23施設、民営27施設)

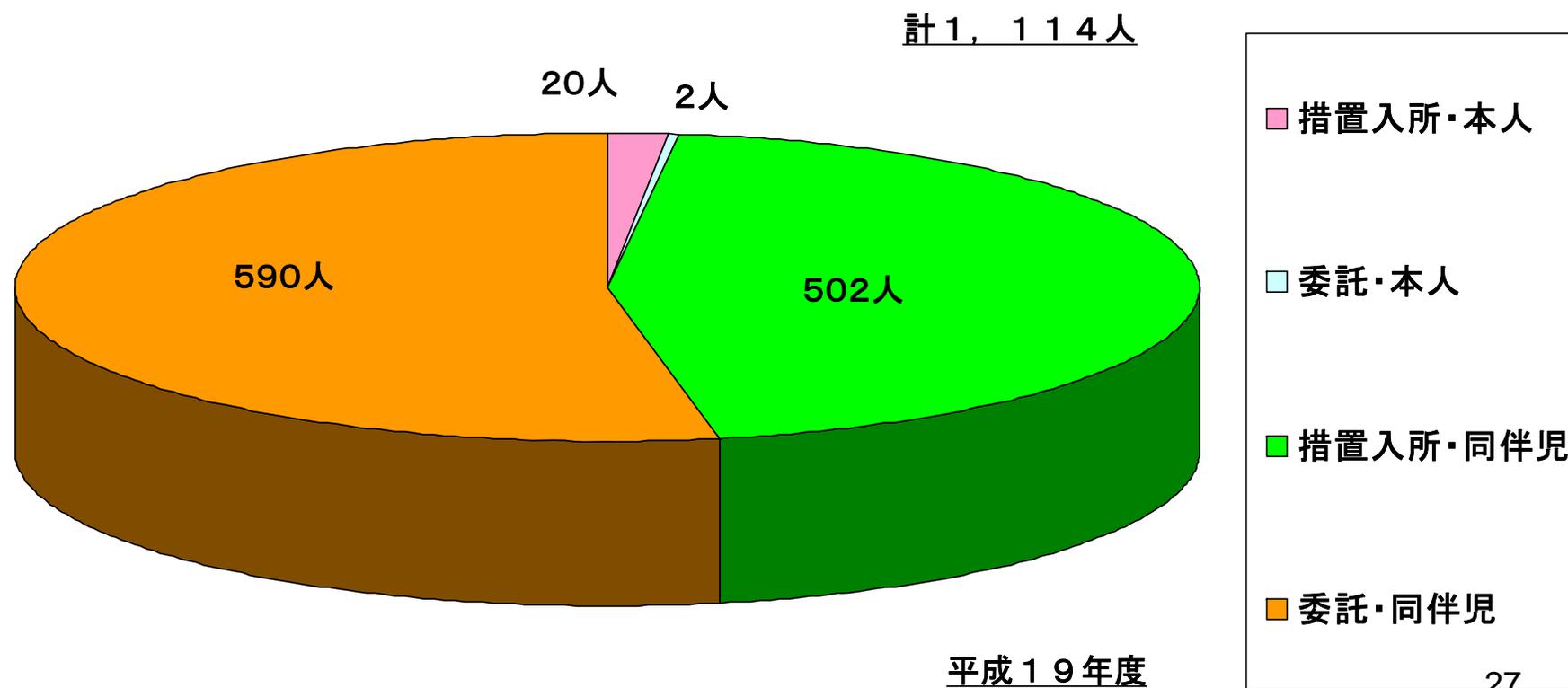
婦人保護施設における在所者の理由別入所内訳

- 「夫等の暴力」を理由とする入所者が全体の38.1%を占めている。
- 「夫等」「子・親・親族」「上記以外」の3つの暴力被害による入所者が46.3%。
- ※ なお、1,314人のほかに、同伴家族503人(うち同伴児童502人)がいる。



婦人保護施設における児童の受入れ状況

- 措置入所と一時保護委託を合計して1,114人の児童が滞在した。
- 同伴児童として滞在した児童が98.0%を占める。
- 本人として滞在した児童は2.0%。



平成21年度概算要求② 婦人保護施設における 子どものケアの充実

同伴児童のケアを図るための指導員を配置する。それにより、保育や学習支援を含めたケアの充実強化を図るとともに、母親に対し、子育てへの自信回復に向けた助言を行い、退所後を見据えた子育て支援機関との連携をより円滑に行うことができる体制を確保したい。

(条件：配置基準を満たしていること)

婦人保護施設

心理療法担当職員の常勤化

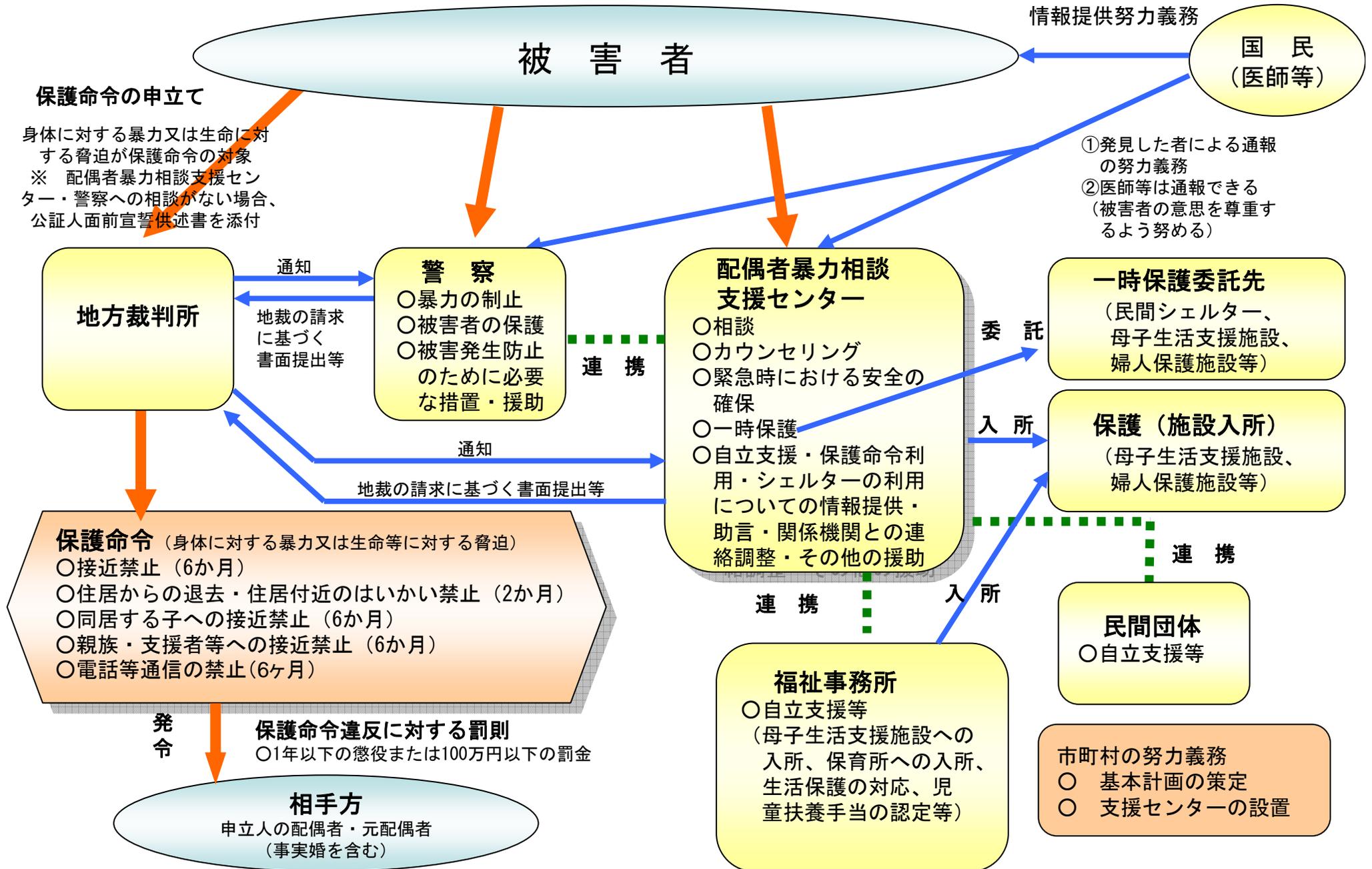
婦人保護施設における積極的な活用を期待

＜条件＞

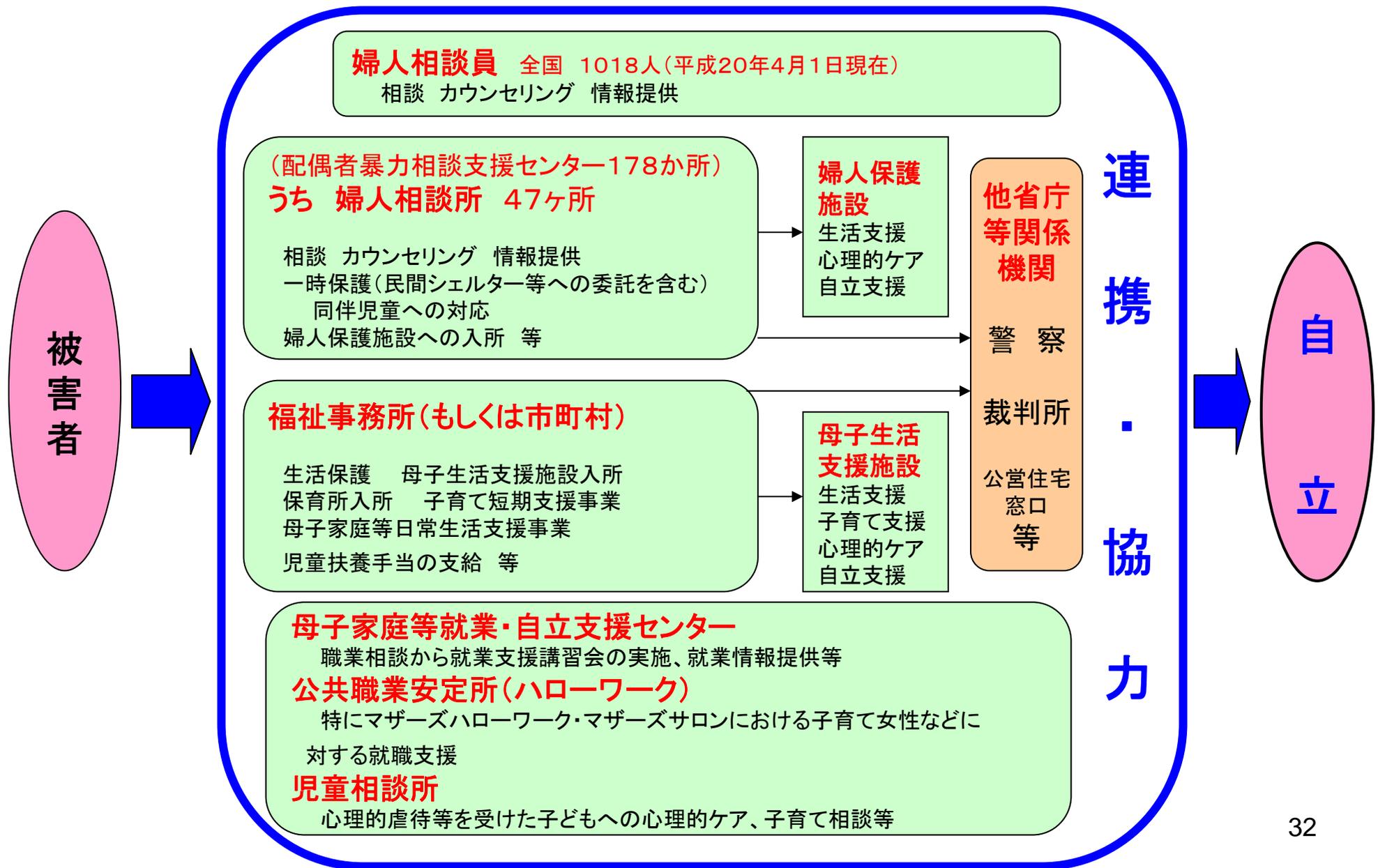
- ・心理療法が必要と婦人相談所長が認めた女性・ 同伴家族が10名以上いる。(DVに限定せず)
- ・心理療法を行うための部屋(専用室が望ましい)及び必要な設備を有する。
- ・配置基準を満たしている。

2. DV被害者への支援

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」のスキーム



厚生労働行政におけるDV被害者の自立支援の取組について



DV被害者支援における婦人相談所

- 支援の中核としての役割

専門的な援助を必要とする事案、処遇の難しい事案への対応、市町村等への助言

- 一時保護の適切な実施

一時保護実施と婦人保護施設入所決定は極めて重要

- 市町村への支援

実務面の研修、講師派遣など

- 被害者への援助

被害者と同伴家族への医学的、心理学的援助

生活の支援

- 福祉事務所

母子生活支援施設入所など

- 母子自立支援員

就業相談、生活相談、母子家庭自立支援給付金、母子寡婦福祉資金貸付金、児童扶養手当

※生活保護は、扶養能力調査で加害者に知られないよう注意

※児童手当は、児童虐待・DVケースの場合、職権で、支給先を現に監護する親に変更可

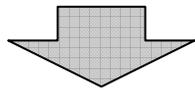
就業の支援

- 1年以上遺棄の状態が継続すると見込まれる場合、「**配偶者から遺棄されている女子**」(母子寡婦福祉法)
 - 「配偶者から遺棄されている女子」ならば、母子寡婦福祉資金貸付、母子家庭等就業・自立支援センター事業、母子家庭自立支援給付金事業、母子家庭自立支援プログラム策定事業等の対象となる。
 - 「配偶者から遺棄されている女子」として市町村が**証明書**を発行することで、公共職業訓練受講あっせん、特定求職者雇用開発助成金、母子家庭の母に対する試行雇用奨励金の対象となり得る。
- (市町村は、保護命令に係る書類の写し、婦人相談所等が発行する証明書等を参考とする。)
- **身元保証人確保対策事業の活用**

母子家庭の自立支援策の概要

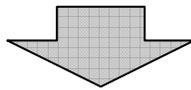
- 平成14年に母子及び寡婦福祉法、児童扶養手当法等を改正し、「児童扶養手当中心の支援」から「就業・自立に向けた総合的な支援」へと、転換したところ。
- 具体的には、「子育て・生活支援策」、「就業支援策」、「養育費の確保策」、「経済的支援策」の4本柱により施策を推進中。

母子家庭及び寡婦自立促進計画（地方公共団体が国の基本方針を踏まえて策定）



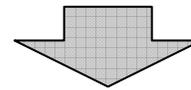
子育てと生活支援

- 保育所の優先入所の法定化
- ヘルパーの派遣などによる子育て、生活支援策の実施
- サテライト型施設の設置など母子生活支援施設の機能の拡充



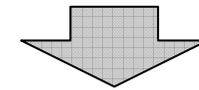
就業支援

- 母子家庭等就業・自立支援センター事業の推進
- 個々の実情に応じた、ハローワーク等との連携による母子自立支援プログラムの策定等
- 母子家庭の能力開発等のための給付金の支給
- 準備講習付き職業訓練の実施



養育費の確保

- 養育費相談支援センターの創設
- 養育費支払い努力義務の法定化
- 「養育費の手引き」やリーフレットの配布
- 民事執行制度の改正による履行確保の促進



経済的支援

- 児童扶養手当の支給
- 自立を支援する観点から母子寡婦福祉貸付の充実

住宅の確保

- 被害者は「住宅確保要配慮者」に含まれ得る。
(「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」第1条)

- 公営住宅

優先入居(下記いずれか)

- ・一時保護終了または婦人保護施設退所から5年以内
(婦人相談所長の証明で確認、単身可)
- ・母子生活支援施設退所から5年以内
- ・保護命令発効から5年以内(保護命令決定書の写しで確認、単身可)

収入認定や保証人の要否の弾力的運用

目的外使用(原則1年以内)

- 身元保証人確保対策事業の活用

医療保険

- 健康保険は、生計維持関係がなければ被扶養者から外れる。
- 国保組合の国民健康保険は、組合員の世帯に属していなければ外れる。
- 被害者の申し出には、婦人相談所等の証明書、または保護命令決定書の写しなどが必要。
- 市町村の国民健康保険においては、事実上の住所と、他の公的医療保険に加入していないことの確認により、配偶者とは別世帯として国保加入が可能。
- 加害者である被保険者は第三者（健康保険法第57条）と解して、被害者は保険診療による受診が可能。
- 医療費通知は加害者に送付しないよう注意。

年金

- 被害者が3号で、配偶者の収入により生計を維持しなくなった場合、1号となる手続が必要。

(現住所市町村で。年金手帳要)(保険料負担)

- 社会保険事務所で手続すれば年金原簿記載の住所等について秘密の保持に配慮される。

婦人相談所等の証明書、または保護命令決定書の写しなどが必要

- 遺族年金裁定請求は社会保険事務所に相談。

子どもの就学・保育等

- 就学

住民票記載なくても住所を有することに基づき就学可能。

- 保育

- 戸籍・住民票に記載なくても居住する市町村で入所申込可能。

- 保護者の求職中でも入所申込可能。

- 加害者のもとから避難して世帯の負担能力が著しく変動して費用負担が困難な場合には適切な保育料が徴収されるようにする。

- 子どもへの接近禁止命令の発令への対応

被害者が教委、学校、保育所等に申し出るよう促す。

- 予防接種等

住民票記載なくても居住が明らかであれば、滞在先市町村で法定予防接種・健康診断は可能。

※教委、学校、保育所等は転出先や居住地等の情報を適切に管理する。

情報の保護

- 住民基本台帳の閲覧等の制限

目的: DV・ストーカー行為等の被害者を保護するため、住民基本台帳の写しの一部の閲覧、住民票の写し等の交付、戸籍の附票の写しの交付について、不当な目的により利用されることを防止する。(加害者とされている者からの請求は、原則として不当な目的によることが明らか等とみなす。)

「住民基本台帳事務における支援措置申出書」を市町村長に提出
添付書類

保護命令決定書(写し)

ストーカー規制法に基づく警告等実施書面

添付書類がない場合

「警察等の意見」を聴く(支援センターを含む)

一時保護における在所者数のうち外国人数・比率

			H13年度	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度
一時保護数(本人)	実人員	合計	4823	6261	6447	6541	6449	6359	6478
		うち外国人	208	321	359	453	580	498	544
		外国人率	4.31%	5.13%	5.57%	6.93%	8.99%	7.83%	8.40%
	延人員	合計	71025	92930	95139	98033	95829	92388	93496
		うち外国人	3373	5065	5540	7555	9524	8571	8830
		外国人率	4.75%	5.45%	5.82%	7.71%	9.94%	9.28%	9.44%
うちDVのみ	実人員	合計	2680	3974	4296	4535	4438	4565	4549
		うち外国人	—	—	298	361	389	388	407
		外国人率	—	—	6.94%	7.96%	8.77%	8.50%	8.95%
	延人員	合計	—	—	—	—	—	—	65223
		うち外国人	—	—	—	—	—	—	6585
		外国人率	—	—	—	—	—	—	10.10%
同伴家族一時保護数	実人員	合計	3085	2203	5029	5518	5285	5478	5529
		うち外国人が同伴	223	313	389	470	478	445	530
		外国人同伴率	7.23%	14.21%	7.74%	8.52%	9.04%	8.12%	9.59%
	延人員	合計	44804	34791	76534	83764	83101	83075	83923
		うち外国が親同伴	3495	5017	6492	8203	8968	7828	8810
		外国人同伴率	7.80%	14.42%	8.48%	9.79%	10.79%	9.42%	10.50%

平成21年度概算要求③

人身取引被害者や外国人DV被害者を支援する専門通訳者養成研修

外国人女性の一時保護件数は、DV被害者を中心に増加傾向にあり、一時保護件数全体に占める外国人女性の割合もまた増加傾向にある。

しかし、被害者支援の経験や人身取引やDVの専門的な知識を持った通訳者が不足している。

専門的な研修を実施し、外国人の一時保護の適切な実施を図ることとしたい。

平成19年度厚生労働科学研究政策科学総合研究事業 「DV被害者の支援に関するガイドライン作成に関する研究」

- ・これまでに得られた実証的なデータをもとに、支援者がより現実的な支援策を講じるためのてがかりとなることを期待。
- ・DV被害者支援にはじめて関わる各支援機関の職員、医師、心理士、弁護士、看護師、保健師等の専門家も適切にかつ均質な支援が提供できることを目指した。

- 第1章 DVについて
- 第2章 法的支援
- 第3章 DV被害者への支援
- 第4章 評価尺度
- 第5章 DV被害者支援機関の機能と役割
- 第6章 DV被害者への心理療法・介入プログラム
- 第7章 支援者のメンタルケア

現場でご活用ください！

3. 人身取引被害者への 支援

人身取引とはなにか

人身取引は、時系列的には、被害者の獲得から搾取までのプロセス。

人身取引の3要素<目的><手段><行為>

<目的> 搾取(性的搾取、強制労働、臓器摘出等)の目的で、

<手段> 暴行、脅迫、誘拐、詐欺、権力濫用、他人を支配下に置く者
に対する金銭・利益の授受等の手段を用いて、

<行為> 人を獲得し、輸送し、引き渡し、蔵匿し、収受すること。

※<手段>が用いられた場合には、被害者が<目的>に同意しているか否かを問わない。

※児童(18歳未満)の場合、<目的>と<行為>があれば<手段>が用いられない場合であっても人身取引とみなされる。

(「国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足する人、特に女性及び児童の取引を防止し、抑止し及び処罰するための議定書」による。「国際組織犯罪防止条約」「人身取引議定書」と略することが多い。)

人身取引対策行動計画の概要（平成16年12月7日策定）

I 人身取引対策の重要性

- 人身取引は重大な人権侵害であり、人道的な観点からも迅速・的確な対応の必要
- 総合的・包括的な対策を早急に講じるための行動計画の策定
- 被害者を保護の対象として位置付け、きめ細かな対応
- 刑罰法令の整備と取締りの強化
- 人身取引を許容する要因となっていた諸制度の改正も含む人身取引の防止

II 人身取引の実態把握の徹底

III 総合的・包括的な人身取引対策

1 人身取引議定書の締結

5 留意事項

- 内外の関係機関等（外国関係機関、NGO等）との連携
- 社会啓発・広報活動
- 人身取引対策に関する職員に対する研修・訓練
- 行動計画の検証・見直し

2 人身取引を防止するための

諸対策

- 出入国管理の強化
- 旅行関係文書のセキュリティ確保
- 「興行」の在留資格、査証の見直し
 - * 外国機関認定資格のみによる基準充足要件の削除
- 偽装結婚対策
- 不法就労防止の取組み
- 売買春防止対策

3 人身取引を撲滅するための

対策

- 刑事法制の整備
 - * 刑法改正による人身売買行為の犯罪化
- 取締りの徹底
- 旅行文書等に関する情報交換の推進
- 諸外国の捜査機関等との連携強化及び情報交換の推進

4 人身取引被害者の保護

- 被害者の認知
- シェルターの提供
 - ・ 婦人相談所等の活用
 - ・ 民間シェルター等への一時保護委託
- カウンセリング、相談活動等の実施
- 交番等に駆け込んだ被害者の保護
- 被害者の在留資格の取扱い（在留特別許可の付与）
- 被害者の安全の確保
- 被害者の帰国支援（国費送還、IOMを通じた帰国支援）

人身取引対策行動計画における 婦人相談所の位置づけ

婦人相談所における援助

人身取引議定書第6条に定める保護及び援助のため、衣食住の提供、カウンセリング、通訳の確保等の取組を推進する。

シェルターの提供

国籍、年齢を問わず、各般の問題を抱えた女性に対し、相談・医師の診療を行うとともに、必要がある場合には、一時保護所において、被害者の状況に応じ適切に保護を行う。被害者が児童である場合は、必要に応じて児童相談所と連携して適切な支援をする。

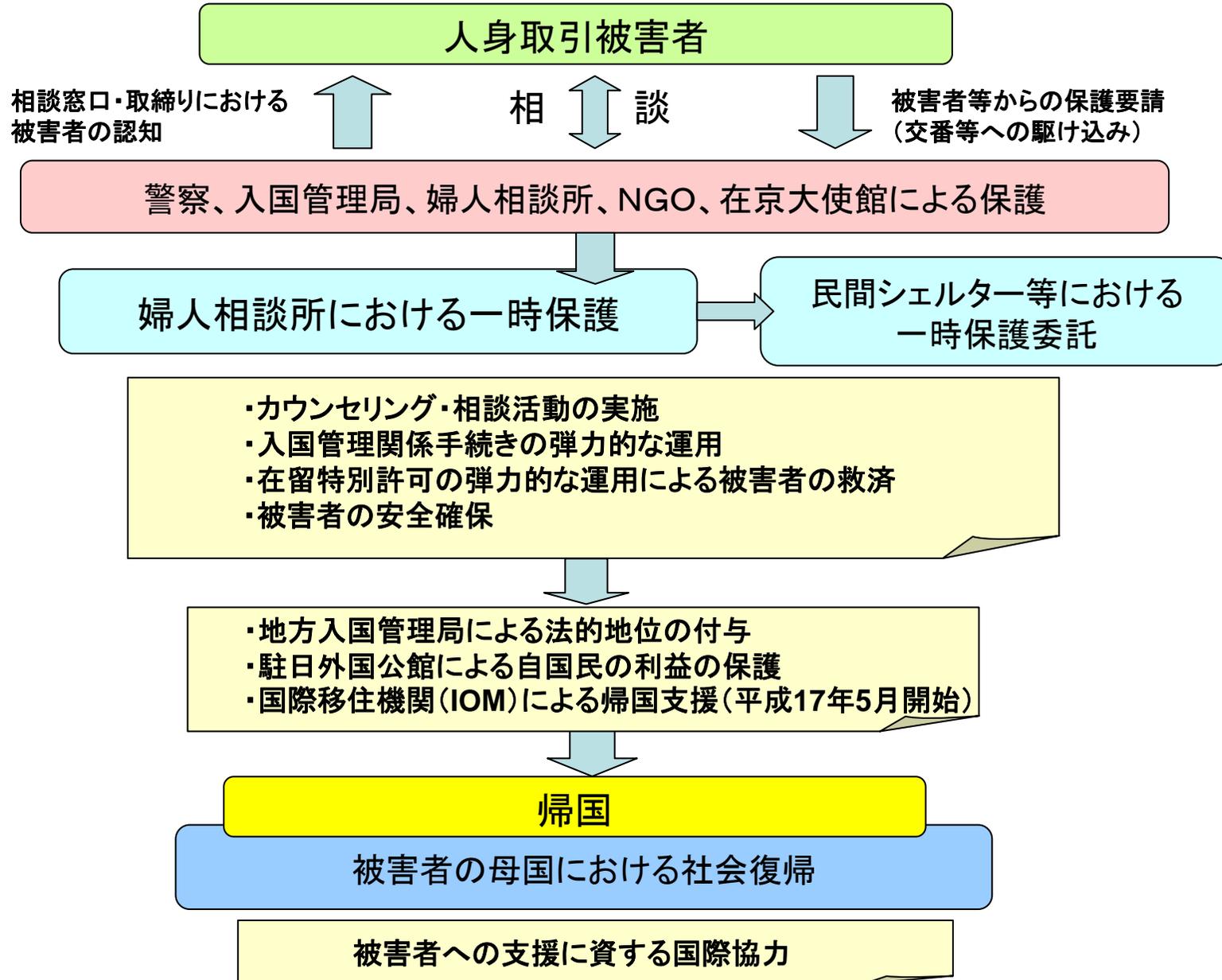
相談対応

積極的に対応し、被害者の認知・把握に努める。(各機関分担)

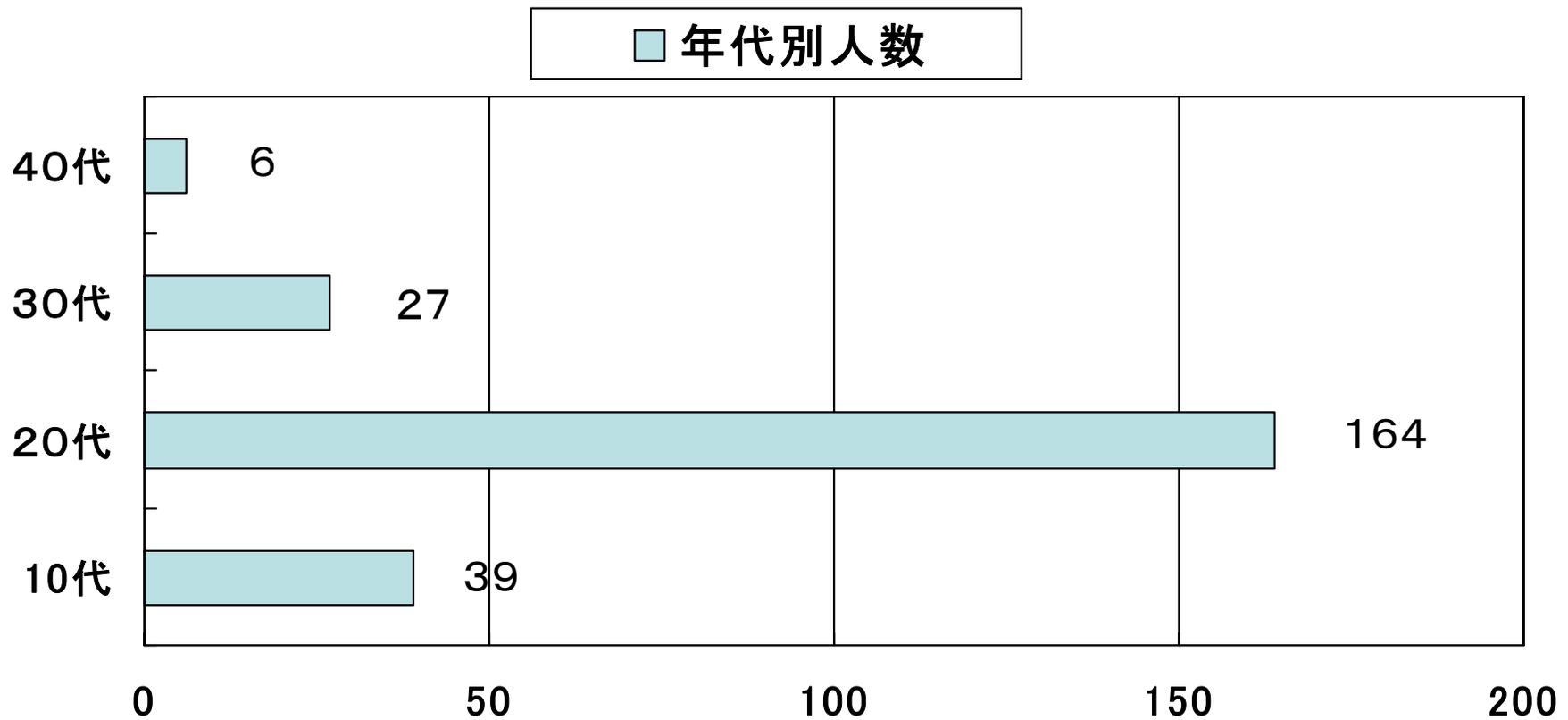
実態把握

保護の状況について調査をする(各機関分担)

人身取引被害者保護の流れ



人身取引被害者の年代別状況 (平成13年度～20年度) (20年度については9月30日まで)



18歳未満の人身取引被害者の一時保護実績

(平成20年度については9月30日現在)

	平成16 年度	平成17 年度	平成18 年度	平成19 年度	平成20 年度	計
婦人相談所	1	3	3	0	1	8
児童相談所	0	5	1	0	0	6
計	1	8	4	0	1	14

ご静聴ありがとうございました。